学校いじめ防止基本方針

柏市立大津ケ丘第一小学校 平成26年3月1日策定 平成30年3月1日改定 平成31年3月1日改定 令和2年9月1日改定

1. 定義・基本理念

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と「一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 基本理念

この基本方針は、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」第 13 条 (学校基本方針の策定) に基づいて策定するものである。

学校においては、この法の有無に関わらず、学校全体で暴力や暴言を排除し、児童におけるいじめ対策に万全を期すことは当然であり、今までも行われてきたものであるが、ここに明文化することで、職員間の共通理解を図り、継続的かつ効果的な指導効果を上げることを目的とする。

すなわち、学校においては、いじめ未然防止の観点から、学校生活のあらゆる場面において、日頃から児童の心の成長を促し、「いじめをしない、させない、傍観しない」との認識を全職員及び児童が再確認するとともに、「いじめはどの児童にもどこにでも起こり得る」との認識の下、逸早い発見と対応ができるよう、情報収集と組織での対応を心掛けなければならない。また、今後、変化の激しい社会の中で、生き抜く児童を育てるために「多様な個性」に応じたきめ細かい対応や時代の変化に目を向け、児童のニーズにあった対応をしていくことが必要である。いじめを児童の SOS のサインと受け止め、多くの人々と協働し、チームとして課題解決に取り組んでいくものとする。

また、法の第9条にある通り、保護者は、児童に対し規範意識を養う等、いじめ防止について、学校と同一歩調で取り組んでいく必要があることについて、継続的に情報発信していくものとする。

※第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

※第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2. 組織

(1) 生徒指導部会

毎月1回の部会には、管理職及び生徒指導主任、各学年の代表者が参集し、各学年の気になる児童やいじめの状況についての情報交換をする。

年間計画、アンケート等の見直しや提案をする。

(2) 特別支援教育推進委員会

特別支援コーディネーターが集約した特別な支援を要する児童についての情報を元に、年度初め及び必要に応じて、共通理解を図ると共に当該児童への支援方針を検討する。

(3) 職員会議

年度初め及び必要に応じて、「学校いじめ基本方針」を基に職員研修を実施するとともに、いじめの状況や特別な支援を要する児童について、全職員で共通理解を図る。

(4) いじめ対策会議

重大ないじめの状況が確認された(又は認知された)際、臨時的に設置される。 解決までの中核的な役割を担う。

構成メンバーは、管理職、生徒指導主任、該当学年主任担任及び関係職員等とする。

(5) 関連機関との連携

関係者会議や具体的な調査,児童生徒・保護者への対応等において高い専門性をもった人材を活用する。

(6) 組織図

【別紙1】のとおり

3. 未然防止

(1) 学級経営

小学生の一日の生活の場は、ほとんどが教室であり、学級担任の言動が、教室の雰囲気や子ども同士の関わり方に大きく影響を及ぼすものであることを強く認識する必要がある。その上で、次のことを基本として日々の指導に役立てるものとする。

①児童理解

学級には様々な生い立ち、家庭環境、個性を持った児童がいる。その<u>すべての児童</u>の心持ち<u>を理解する</u>必要がある。その上で、児童個々の人格の完成をめざし、児童個々に応じた、日々の言葉かけや指導の方法を考えなければならない。一筋縄ではいかない児童もいるが、そのような児童こそ、深い理解と特別な支援が必要となる。クラス全員を導いていくことがいじめのない有意義なクラスつくりの基本となる。(→面談・聞き取りによる児童理解と愛情深い言葉かけ)

②居場所つくりと自己有用感

自分の<u>存在価値</u>を認められており、充実した生活を送れる児童は、学校でのストレスが低くなり、向上心をもって物事に取り組めるものである。そのためには、児童個々の特性を理解している担任の言葉かけや助言が、良い方向への導く効果的な方法となる。(→係活動等の諸活動、部活動・委員会への参加助言。効果的な場面をとらえての褒め言葉)

③学級集団

学級では児童の自発的な活動を支援し、児童が<u>満足し、充実感を得られる</u>ような学級集団を目指す。話を十分に聞き入れ、児童理解を深めること。規範意識を醸成すること。この2つと合わせ、教育活動の中で達成感を得ることが大切である。

また、いじめをしない、させない、傍観しないという、正しいことが正しいと認

められる集団を目指す。

④組織対応

学年・学校職員の共通理解と協力体制が不可欠である。教師集団の性別・年齢・経験年数等それぞれの良さを生かし、職員全員が児童全員を導いていくという考え方が必要である。日頃から何でも相談できる風通しのよい職員集団でありたい。

さらに部活動,委員会,学団,全校体制で児童に関わり,多面的な見方で指導していくという考えを持ちたいものである。(→学年主任を中心とした全職員での指導。児童の良い情報も伝えあい児童を褒める。)

⑤生徒指導目標の明確化

教育は人格の完成を目指して行われるものである。少なくとも義務教育修了年限までは視野に入れ、今何をすべきかを明確にしておくべきである。学年が上がり自我が目覚めてくるに従い指導が難しくなる。それを見越して、手抜かりのないきちんとした指導をしていく必要がある。(→低学年:しっかりとしたしつけと生活習慣を身に付けさせる。中学年:周囲に目を向け、集団の中で自分が何をなすべきかを考え実行させる。高学年:児童個々の考えを尊重し理解しながら、どうすべきかを考えさせる等が一例である。)

(2) 道徳

規範意識,友情,生命尊重等について,ダイレクトに考えさせることができる。 年間 35 時間の授業時数を行うことは当然のことであるが,学校生活全体を通じて, タイムリーな事案にそって考えさせ指導することでさらに高まっていく。

(3) 教科指導

千葉県教育委員会は生徒指導充実のための基本方針の1つとして,「生徒指導の機能を生かした『わかる授業』の展開」をあげている。

このことは、小グループ活動等で、お互いの考えや意見を交換し合う等、コミュニケーション能力の育成を重視しながら、理解を深めさせていくことの大切さを示している。

「学習内容がわかる」「授業が楽しい」と感じさせることは、充実した学校生活に つながるものである。過度の競争意識を持たせることは、学習のみならず生活全般 へのストレスとなることも考慮に入れておく。

(4) 児童会活動

縦割り集団により、上級生がリーダーシップを発揮できる機会を与えることは、 自己有用感を高めることと、下級生への思いやりの心を育むという両面から有効で あると考えられる。

(5) アンケートの実施

毎月実施しているスマイルアンケートや学期1回の生活アンケートの実施により、児童の悩みに寄り添い、逸早い対応をすることで、いじめの早期発見、拡大防止に繋げる。担任以外にも相談できるよう、アンケート内に記載欄を設けたり、相談箱を設置したりすることで、児童がSOSを出しやすい環境をつくる。

4.早期発見

(1) 教育相談週間

毎月実施している教育相談は全員と実施するようにする。希望があれば担任以外の教員との相談も可能とする。「特に話がない」という児童について、短時間であっても実施することにより「大切にされている」との思いを持たせることに繋がる。時には、思いがけず、児童理解が深まるものである。いじめ相談は、気軽に、勇気をもってするよう日頃から伝えておく。

学校だより等により,スクールカウンセラー活動日や学校外のいじめ相談電話や 通報窓口についても保護者に周知する。

(2) スマイルアンケート (いじめアンケート)

学期末に実施している心のアンケート(家庭環境の状況や生活習慣を対象とした もの)と毎月実施しているスマイルアンケート(いじめを対象としたもの)により, 児童の心身の健康やいじめの状況を把握する。いじめか否かの判断は,冷静に行う。 「いじめられていない」との回答に安心せず,担任サイドでの判断も必要である。

(3) 日ごろの観察

児童と一番長い時間接しているのは担任である。学校生活のあらゆる場面で児童を観察し、変化には迅速な対応ができるように心がける。また、必要に応じて、いつでも児童の相談に応じられるような心構えを持っておく。

5. 早期対応

(1) 報告

いじめの情報が入った時には,一人で抱え込まず,学年主任→生徒指導主任→管理職への報告を欠かさず行う。第一報以後も適宜途中経過の報告をする。

(2) 聞き取りとつき合わせ

聞き取りは、次の点に留意しながら、傾聴の姿勢を忘れずに、丁寧に聞く。

- ・該当児童が複数いる場合は、複数の教員が協力して行うことが望ましい。
- ・高学年の女子については、特に男性教員一人での聞き取りは避け、部屋の扉を開けておく配慮をする。
- ・児童の学年に応じて、実施場所や実施時間を考え、過度の負担を強いないように 配慮する。
- ・客観的の事実を潜入感なしで聞き取り、必ず記録する。
- ・聞き取りに際しては、被害者を「必ず守る」ことを事前に伝える。
- ・両者の聞き取り内容をつき合わせし、必要に応じて数回の聞き取りをする。

(3) 該当者間の調整

謝罪等の調整を行う。無理に謝罪を強要すると後々トラブルになる。当人同士が納得できることが大切である。いじめられた者へは、必ず守り通すことを、いじめた側へは、今後の励ましを込めて厳しさと愛情を含めて調整する。

(4) 保護者連絡

どこで連絡を入れるかはとても大切である。いじめが分かった日に一度は連絡を入れたい。その為には、聞き取り等のスピードが大切となる。

(5) 原因究明

いじめが起きた背景,原因等を分析し、改善に役立てる。

(6) 見守り

いじめが継続していないか, さらに見えない所で行われていないか等, 見守りが必要である。謝罪をもって安易に解消と判断せず, 少なくとも下記の2つの要件が満たされている場合でも, 必要に応じた事情も勘案して判断するものとする。

- ①いじめに係る行為の解消
 - ・被害者に対する心理的又は物理的な影響(インターネットを通じて行われるもの を含む)が止んでいる状態が3ヶ月継続していること。
- ②被害児童が心身の苦痛を受けていないこと
 - ・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

また,適宜双方への言葉かけを当面続け,愛情をもって見守っていることを継続的に伝えていく。また,必要に応じてスクールカウンセラーの活用を促す。

6. 特別な支援を必要とする児童への対応

発達障害特性を有する児童が、いじめの対象とならないよう、学校で特別支援教育を推進し、理解・啓発を図っていく。また一人一人のニーズに応じた校内支援体制の充実を図るとともに、管理職や特別支援コーディネーター、特別支援サポート教員、教育支援員と連携し、見守りの態勢の強化・充実に努める。

7. 配慮を要する児童生徒への対応

外国にルーツのある児童や、家庭環境等に特別な事情がある児童生徒の対応は、 学校全体で注意深く見守り、きめ細やかな対応を心掛け、必要に応じて関係機関 と連携していく。

8. 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童の理解と対応

- (1) 教職員一人一人が「性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童」について理解し、 悩みを抱える児童に寄り添い、全体で支援を進める。
- (2) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童は自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、日頃より相談しやすい環境を整え、必要とする場合は SC 等を活用する。
- (3) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童や保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会、医療等の関係機関と連携して適切な対応を行う。

9. ネット上でのいじめへの対応

(1) 関係機関との連携

ネット上の不適切な書き込み、名誉毀損、プライバシー侵害等があった場合はプロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずるものとする。こうした措置を取るに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に支援を求めるものとする。

(2) 情報モラル事業

インターネット上のいじめやトラブルについては、教育委員会や補導センターと連携し、学校ネットパトロールを実施して、早期発見に努めるものとする。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサ

イトやSNS,携帯電話、スマートフォンのメール等を利用したいじめについては,より大人の目に触れにくく,発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、Stop it など、公的機関が運用しているアプリも活用しながら、保護者にもこれらについて理解と責任を求めていく。

10. 感染症等に関する人権への配慮と対応

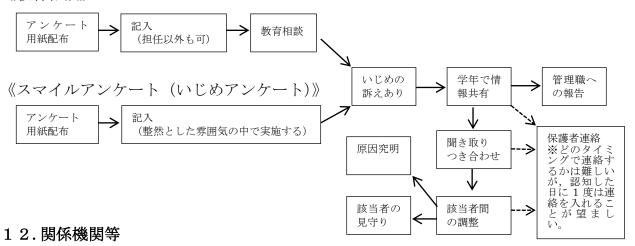
感染症等の感染者や濃厚接触者,感染症の治療にあたる医療従事者に関係する児童生徒に対して,偏見やいじめが起こらないよう,学校全体で注意深く見守り,いじめの未然防止に取り組む。また不安やストレスを抱えている児童がいる場合は,必要に応じて関係機関と連携しながら対応する。

11. 中学校区における小中学校及び小学校同士の連携推進

- (1)中学校を中心に学区内の小中学校及び小学校同士の連携を推進し、いじめ等生徒指導問題における学区の課題や児童生徒の情報を共有することで、地域ぐるみで問題を解決する仕組みを構築するものとする。
- (2) 地域や関係機関との連携を通して、学区全体で、児童を見守っていく。年度初めや年度末等に、地域の民生委員・主任児童委員やこどもルームの職員等と、学区の生徒指導上の課題やいじめ問題に係る情報を共有することで、地域全体で問題を解決する仕組みを構築していく。

【いじめ発見から対応までの流れ】

《教育相談》



(1) 教育委員会

毎学期行われている市教委の調査で報告することはもちろんだが,重大事案については,児童生徒課担当への連絡をするとともに,指導助言を受ける。連絡するか 否かは,校長の判断による。

(2) 補導センター

インターネット等先端情報技術に関わるいじめについては、補導センター等へ講師依頼して、先手の指導を欠かさない。

(3) 幼保こ小(中)

小学校入学前の子供同士の関係や家庭環境等の情報を得て、児童理解を深める。

小学校での状況は中学校へ引継ぎ,卒業後も児童がよりよい成長を遂げられるよう 後押しする。

(4) 警察・児童相談所

重大事案発生時等,必要があれば躊躇せず警察・児童相談所に連絡し,応援を仰ぐ。連絡の判断は必ず校長による。

(5) スクールカウンセラー及び学習相談室

児童個々と直接的に接してくれるスクールカウンセラーや学習相談室の相談員からの情報提供を受ける。

13.保護者・地域

(1) 啓発

児童の規範意識やしつけ等,子どもの教育に対する第一義的責任は,保護者にあることを,学校だより等を通じて,継続的に周知していく。 特にゲーム機等インターネットを通じてのいじめが予防やいじめがあった場合の子どもの変化の特徴等について,学校だより等を通じて,保護者に協力依頼をする。

(2) 保護者相談日

保護者相談日を毎月設けることにより、保護者からの情報提供を迅速に出来るようにする。日頃より、保護者からの相談を受けることができる環境作りを行う。

14. 重大事案発生時

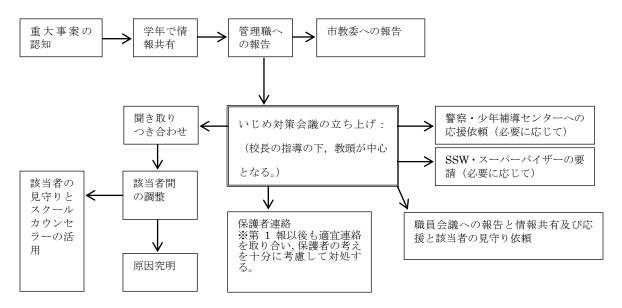
(1) 重大事案の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀 なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 対処

- ①教育委員会児童生徒課に連絡する。(校長の判断による)
 - ・いじめ等の報告に際しては、その解決を第一に考え、正確かつ丁寧に説明を行い、 隠蔽等を行わないことは当然である。
- ②市教委と相談の上、いじめ対策会議を立ち上げる
- ③スクールカウンセラー及び必要に応じてSSW,スーパーバイザーの派遣要請をする。
- ④事実確認のための調査を行い、必要に応じて関係機関と連絡をとる。
- ⑤上記結果を児童及び保護者に提供する。
- ⑥以後, 誠意をもって解決にあたる。

【重大事案発生時の対応】



15.公表,点検,評価等

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」については、生徒指導部会、職員会議、学校評議員会議等により毎年度末に、改訂を視野に入れた点検、評価をした後、学校ホームページ上に公表するものとする。
- (2) また、学校評価を視野に入れた保護者アンケートの実施に際しては、学校のいじめ対策に関する項目により点検を行う。

16. 年間活動計画

【別紙2】のとおり

《組織図》

[校内体制] [外部機関] 報告 • 相談 柏市教育委員会 (学校教育部児童生徒課) 指導·助言 指導·助言 いじめ対策会議 警察 教頭・生徒指導主任・学年主任・ 重大事案発生時応援を依頼 担任等 報告・連絡・相談 スーパーバイザー [県教委] 特別支援教育推進委員会 重大事案発生時応援を依頼 教頭・養護教諭・コーディネーター・各学年1名 情報共有 柏市少年補導センター 生徒指導部会 (毎月1回の定例会議及び必要に応じて) • 重大事案発生時応援 〔構成〕教頭・生徒指導主任・養護教諭・特別支援コーディネ ・メディアリテラシーの助言指導 ーター教育相談担当・各学年1名 スクールカウンセラー・SSW [検討·依頼等] 児童相談所,子ども福祉課 ・「学校いじめ防止基本方針」見直し 児童・保護者面談 ・教育相談週間、スマイルアンケート等 特別な支援を要する児童についての情報共有 幼保こ小連絡協議会・小中連携 年間活動予定の作成・修正等 ・必要な情報を共有 情報共有 ・小1中1プロブレム解消 情報共有 依頼 保護者 職員会議 ・学校アンケート実施 あいさつ運動 •職員研修 ・毎月の定例会議で職員の共通理解 地域

依頼

・学校評議員からの評価

あいさつ運動

(アンケート, 学校評価等)

【別紙2】

○年間計画

	教育委員会施策	学校行事等	道徳	特別活動
4月	○児童生徒の問題行動等生徒指導上の 諸問題に関する調査 ○第1回生徒指導主任連絡協議会 ○柏市スクールサポーターの配置	・職員研修 ・特別な支援を要する児童に関する共 通理解 ・「学校いじめ防止基本方針」HP 公表 ・教育相談日 ・授業参観・懇談会	各学年の年間計画に基づき実施	・学級開き ・生徒指導目標の確認 ・メディアリテラシー指導 ・縦割り活動
5月	○第1回いじめ等生徒指導問題対策連絡協議会 ○柏市学校警察連絡協議会定期総会 ○生徒指導アドバイザー及びスクール カウンセラースーパーバイザーによる 学校訪問	・教育相談日		・ふれあいレク ・生徒指導目標の確認 ・修学旅行
6月	○学級がうまく機能しない状況の調査 ○柏市学校警察連絡協議会第1回小・ 中・高等学校情報交換会	教育相談日スクールカウンセラー相談日土曜参観		・生徒指導目標の確認 ・林間学校
7月	○1学期いじめの状況調査 ○第2回生徒指導主任連絡協議会(中 学校)	・学校評議員会議 ・心のアンケート ・保護者個人面談		・生徒指導目標の確認 ・夏休み事前指導 ・情報モラル指導
8月	○第2回いじめ等生徒指導問題対策連絡協議会			
9月	○生徒指導アドバイザー学校訪問及び スクールカウンセラースーパーバイ ザーによる学校訪問	・教育相談日 ・スクールカウンセラー相談日 ・お手伝いアンケート集計・結果公表		・生徒指導目標の確認 ・運動会
10月	○学級がうまく機能しない状況の調査	・教育相談日 ・授業参観・懇談会		・生徒指導目標の確認 ・校外学習
11月	○第3回生徒指導主任連絡協議会	・教育相談週間 ・教育相談日 ・大一小まつり ・学校評議員会議		・温かい言葉を増やそう活動 「思いやりキャンペーン」 ・生徒指導目標の確認 ・音楽集会
12月	○条例に基づくいじめ防止啓発月間 ○2学期いじめの状況調査	・心のアンケート・教育相談日 ・学校評価に関する保護者アンケート 及び児童アンケート ・希望制個人面談 ・教育相談日		・生徒指導目標の確認・冬休み事前指導・いのちを大切にするキャンペーン
1月	○第3回いじめ等生徒指導問題対策連絡協議会 ○生徒指導アドバイザー学校訪問及びスクールカウンセラースーパーバイザーによる学校訪問 ○柏市学校警察連絡協議会第2回小・中・高等学校情報交換会	・教育相談日・スクールカウンセラー相談日		・生徒指導目標の確認
2月	○第4回生徒指導主任連絡協議会	・教育相談週間 ・教育相談日 ・学校評議委員会議 ・授業参観・懇談会		・生徒指導目標の確認 ・卒業を祝う週間
3月	○3学期いじめの状況調査	・教育相談日 ・学校評議員会議(学校関係者評価) ・学校評価結果公表 ・心のアンケート		・学校評価結果公表 ・卒業を祝う会 ・生徒指導目標の確認 ・学年末・始め事前指導